

1. 鶴岡市水防計画の概要

水防法第 33 条の規定に基づき山形県水防計画に応じた市の水防計画を定め、管轄する区域の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する防災会議を設置する市町村にあっては防災会議に諮らなければならない。

2. これまでの修正経過

- 平成 23 年 3 月計画策定
- 平成 26 年 3 月計画修正 洪水予報水位及び氾濫危険水位の修正
- 令和 3 年 2 月計画修正 警戒レベルを用いた避難勧告の発令、要配慮者利用施設における避難確保計画の策定と避難訓練実施の義務化、浸水想定区域の指定による洪水ハザードマップの作成等
- 令和 4 年 2 月計画修正 注意報・警報・特別警報の発表基準の見直し、避難の周知、国及び山形県との連携、避難の周知徹底

3. 計画修正の基本的な考え方

- 関係法令等の改正
- 国土交通省「水防計画作成の手引き」及び山形県水防計画の修正
- 本市での災害対応を踏まえた修正
- 組織改編等に伴う修正
- 表現の適正化、語句の統一、時点修正などがあつた際に修正を行う。

4. 今年度の主な修正内容

(1) 京田川の河川改修工事が実施され、令和 5 年度山形県水防計画の数値が変更され引き上げとなったことから、本市の計画の修正を行うもの。

【修正前】

水防団待機水位 2.60m、氾濫注意水位 2.70m、避難判断水位 2.80m

【修正後】

水防団待機水位 2.80m、氾濫注意水位 2.90m、避難判断水位 3.00m

(2) 洪水注意報・警報の流域雨量指数及び複合基準の発表基準を最新のものに修正。